2023年2月議会　一般会計予算案　賛成討論

第一号議案、令和5年度、藤枝市一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

まず膨大な予算案に対して、単純に賛成反対だけで意思を表明するのは事実上不可能でありますが、討論とは本会議の質疑、委員会審査を経て、採決の前に自己の意見を表明して他議員の賛同を得る事が主旨です。その意味で、今議会での論点を踏まえつつ、その理由を述べます。

まず、私が予算に賛成してきた主な理由は、市が主体的に福祉や教育などをターゲットにしたサービスの切り捨てを行わず、特定財源の活用等で市債残高を着実に減少してきた点があります。

今予算では、残念ながら一般会計において若干の借金増となっております。来年度以降本格的工事の着工が始まるクリーンセンター支払分担金が増す事が懸念されますが、市長副市長環境及び財政部長からなる決済において、組合が要求する金額のいいなりにならないことを確認しました、組合議会と併せ敬意を注視する必要がありますが、基本的に借金の削減路線は継承されています。

しかしながら、当局が予算説明時に借金増となった原因としてふれた大型の公共事業、クリーンセンターともうう一点の、陶芸村「道の駅」構想については、委員会総括質疑で総事業費が10億円の巨費に上る事が明らかになりました。全国に多くの道の駅が作られましたが、成功しているのはわずかであり、道の駅は地元から出た要望ではなく、また運営主体など具体的に何一つ決まっていない状況で、特に巨額のお金を必要とする事業については、施設整備を先行する手法は改めるべきです。

もう一点、賛成の判断とした理由は、かつての少数精鋭主義と訣別し、職員を増加したことです。今予算案では、市立病院を除く現在の正規職員770名を8名増やして778名にする事が提案されています。ここ数年、増加傾向を続けており、率直に評価したいと思います。

一方で、正規職員より30名も多くいる非正規職員（会計年度任用職員）においては、滞納、就労支援、総合案内などの各種窓口相談員、保育士、図書館司書等、最前線で市民とじかに接し、かつ、専門的知識と経験が必要とされながら、勤続5年以上340名中310名が年収250万以下というワーキングプアであること、正規職員の下支えとしてうち8割が女性という、ジェンダーに反するこれらの実態は、本市だけの特徴ではなく全国ほぼ共通ですが、3年で一旦新規応募者との採用試験を行ういわゆる公募の実施は、法的根拠なく、4分の1の自治体では、希望者は4年目以降も継続して勤務できるとしています。

究極の不安的雇用ともいえるこの原則を続けるのは、本人だけでなく、同じ職員が長く務める事で市民との信頼も生まれる市の財産を自ら放棄するもので止めるべきです。

次に、各種施策についてです。色々と言いたいことはたくさんあるのですが、キリがありませんから、学校給食だけに絞って発言します。

まず、一般質問で佐藤議員が取り上げた給食無償化についてです。かつて約70の自治体で独自無償化が実施されてきましたが、現在全国270を超える自治体が独自無償化に取り組んでおり、多くの保護者に喜ばれています。

もともと無償が原則の義務教育の範疇に給食代も含まれると国が方針を示しておきながら、一向に実施しない事に問題の根源がありますが、保護者の願いが強いからこそ自治体が独自に取り組んでいるのです。

市長は、毎年6億円かかる事、そして焼津や島田がやっていないのに藤枝だけで実施するわけにはいかないと言われました。しかし、ここで隣を気にする必要はありません。それこそ、他市に先駆けて、県下初として、本市から実行すればよろしい。財政的な課題は、もちろんありますが、この問題は他の議員も同様の質問をしています。それだけ切実な願いがあるという事です。再検討を求めるものであります。

1年以上かけて議論してきた給食センターの統合はこの議会で前進がありました。

これまでは、現場の声もろくに聞かずに、市外の設計事務所へ基本構想を委託し、そこではセンターの数や食数と言った給食の質を左右する根幹を決定している事を厳しく批判もしてきました。

センターの大規模化と給食の地産地消は同時並行が可能だと、現在の3センターにおいても、ごくわずかな食材でしか地産地消が達成していない事実を私が示しても、当局は根拠を示すことなく言い続けました。

ところが本会議の議案質疑においては、現在稼働中の中部給食センターには存在しない地元食材を受入れるための検品検収スペースを新設の中部給食センターには設ける事といったハード面、来年度新たに雇用するコーディネータによってどういう食材が可能なのかを調査すると言ったソフト面、こうした新たな取組が具体的に示され、現場のセンターの職員のヒアリングも行った上で、職員や栄養士が24回も協議を重ねて築き上げてきたことなども判明、委員会においては担当部長がさらに深く検討している事がわかりました。議論する事によって、前進が図られた典型的な事例であると思います。

最後に、冒頭申し上げた、膨大な予算案に対して単純に賛成反対だけの意思の表明は事実上不可能だという中で、改めて賛成の立場の討論を行う理由について。

議会の選択肢としては、市長提案の予算の部分的な修正を行う修正動議、市長提出予算にないものを追加要求する組み替え動議の方法があります。何々の部分を除いて賛成であるなどの条件付き討論はあり得ず、必要によっては修正案を出す措置もあります。

しかしながら、このような問題点については、質疑の段階で十分に議論することをまず第一に考えます。

議員からの議案提案権で実現したのは本市議会では地産地消条例、自転車条例がありますが、予算の修正議案は条例制定とその性質が全く違います。予算の提案権はあくまでも市長にあり議員にはないからです。議員が予算を伴う条例を提案する事は可能と考えますが、仮に予算案そのものに対する修正や組み換えが議決されても、再議による3分の2以上の再議決など、実現にはかなりハードルが高い。

また、付帯決議という意見もありますが、これは予算案可決後、その予算案に追加すべきものであるけれど、議会の修正が及ばない事項について、議会が執行上の意見や要望を表明するものであり、法的拘束力はなく、これを尊重するように市長に対し道義的政治的責任を求めるものです。これらは既に決算や常任委員会として本市議会では実施が蓄積されており、わざわざ決議をする必要性は、現在のところないと考えます。

むしろ、私は、冒頭述べた2つの大きな賛成理由や、給食センターなど、予算案の主たる部分が市民の立場で前進しているものであるかどうかを討論の場で開陳して、その実施を促していく事、そしてその実現が図られているかどうかを主軸に賛否を表明するのが一番建設的であると考えます。

以上、賛成の立場で、私の討論とします。